

地域連携薬局等の 認定状況等について

滋賀県健康医療福祉部薬務課

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月1日施行

- 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの
「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

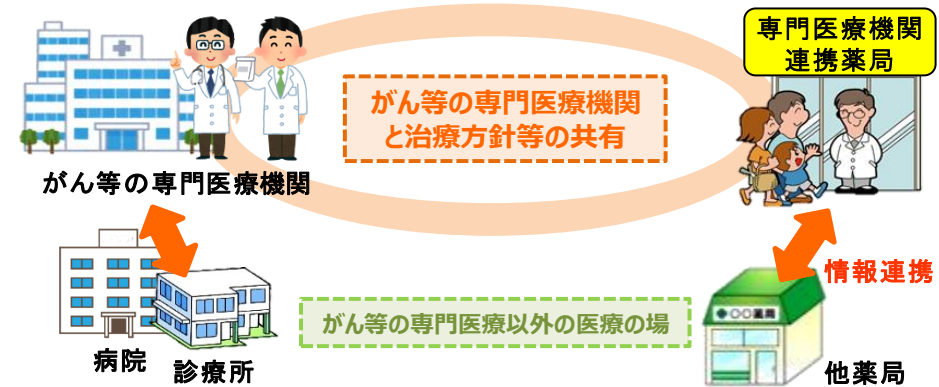


患者のための薬局ビジョンの
「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

地域連携薬局の基準

● 地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備 ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制 ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制 ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	在宅医療に必要な対応ができる体制 ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</u> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</u> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<u>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</u> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定目標数

1 地域連携薬局

地域包括ケアシステムの一員として機能するために、日常生活圏域（中学校区）に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに100薬局以上（各年度25薬局以上）

2 専門医療機関連携薬局

がん連携診療拠点病院等と連携するために、二次医療圏に1薬局以上

⇒ 令和6年度までに7薬局以上

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定数

(令和6年12月31日時点)

二次医療圏	市町	薬局数 (R6.3.31)	中学校区	地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
大津	大津市	157	18	8	1
湖南	草津市	68	6	8	4
	守山市	40	4	4	
	栗東市	41	3	4	
	野洲市	24	3	1	
甲賀	甲賀市	41	6	3	0
	湖南市	21	4	1	
東近江	東近江市	47	9	0	0
	近江八幡市	48	4	4	
	日野町	8	1	0	
	竜王町	4	1	1	
湖東	彦根市	63	7	3	1
	愛荘町	5	2	0	
	豊郷町	4	1	2	
	甲良町	0	1	0	
	多賀町	1	1	0	
湖北	米原市	12	6	0	0
	長浜市	64	10	7	
湖西	高島市	25	6	1	0
合計		673	93	47	6

(全国) 地域連携薬局 認定数

全数 4,284 (令和6年11月30日時点)

北海道	1 8 6	東京都	6 5 9	滋賀県	4 7	徳島県	2 9
青森県	3 0	神奈川県	3 7 6	京都府	1 3 1	香川県	4 8
岩手県	2 8	新潟県	8 5	大阪府	2 9 4	愛媛県	3 5
宮城県	9 1	山梨県	1 6	兵庫県	1 7 6	高知県	2 1
秋田県	2 2	長野県	7 1	奈良県	3 4	福岡県	1 2 2
山形県	2 7	富山県	3 9	和歌山県	1 3	佐賀県	9
福島県	7 9	石川県	3 6	鳥取県	2 7	長崎県	3 0
茨城県	1 5 4	岐阜県	5 0	島根県	1 5	熊本県	3 7
栃木県	5 9	静岡県	1 3 2	岡山県	5 2	大分県	3 3
群馬県	6 0	愛知県	1 6 2	広島県	1 1 0	宮崎県	2 3
埼玉県	2 6 3	三重県	7 1	山口県	3 0	鹿児島県	3 7
千葉県	2 1 2	福井県	1 6			沖縄県	7

(全国) 専門医療機関連携薬局 認定数

全数 205 (令和6年11月30日時点)

北海道	16	東京都	17	滋賀県	6	徳島県	1
青森県	1	神奈川県	19	京都府	2	香川県	1
岩手県	1	新潟県	1	大阪府	17	愛媛県	2
宮城県	6	山梨県	0	兵庫県	8	高知県	0
秋田県	0	長野県	6	奈良県	0	福岡県	8
山形県	4	富山県	2	和歌山県	0	佐賀県	2
福島県	1	石川県	1	鳥取県	0	長崎県	5
茨城県	8	岐阜県	3	島根県	1	熊本県	3
栃木県	4	静岡県	4	岡山県	4	大分県	1
群馬県	3	愛知県	9	広島県	3	宮崎県	1
埼玉県	14	三重県	4	山口県	2	鹿児島県	3
千葉県	10	福井県	0			沖縄県	1

(滋賀県) 地域連携薬局等 認定数 (年度ごと)

(令和6年12月末時点)

1 地域連携薬局

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R6.12時点)
新規	30件	18件	16件	2件
返納	0件	9件	5件	5件

(返納理由)

- ・人事異動により人的要件を満たさなくなったため。
- ・地域の医療機関に報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）を満たせなかったため。
- ・薬局自体の廃止。

2 専門医療機関連携薬局

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R6.12時点)
新規	3件	3件	1件	1件
返納	0件	0件	2件	－

(返納理由)

- ・人事異動により人的要件（専門薬剤師）を満たさなくなったため。

地域連携薬局の取組状況（令和6年12月31日時点）

1 地域の医療機関に報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）

※認定取得薬局平均回数

	入院時	退院時	外来受診時	在宅訪問時	月平均
回数	0.1	0.1	18.0	44.4	62.6

2 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績（年1回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	年平均
回数	10.3

3 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績）

※認定取得薬局平均回数

	月平均
回数	31.7

地域連携薬局等に対する監視指導状況

1 地域連携薬局

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定薬局数	30件	39件	49件
監視数	5件	8件	9件
不適数	0件	0件	0件

2 専門医療機関連携薬局

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定薬局数	3件	6件	5件
監視数	0件	0件	1件
不適数	0件	0件	0件

※ 5年間で全ての認定薬局に立入調査を実施し、認定基準への遵守状況を確認予定

地域連携薬局等の取組推進

- 1 令和3年6月23日、24日
認定薬局申請手続きについて説明会を実施（オンライン：386名出席）
- 2 令和3年6月28日
認定薬局取得のための手引きを作成
- 3 令和3年8月1日～
地域連携薬局等に係る取組状況を把握するために、薬局に対して立入調査を実施
- 4 令和4年8月20日
地域連携薬局等認定取得のための研修会を実施（オンライン：86名出席）
内容：認定取得済み薬局による取組内容の紹介など
- 5 令和5年9月2日および9月30日
地域連携薬局等認定取得のための研修会を実施（実施：合計70名出席）
内容：グループワーク形式による認定取得に向けた課題検討など
- 6 令和6年12月7日
地域連携薬局等認定取得のための研修会を実施（実地：35名出席）
内容：診療所医師および病院地域連携室（社会福祉士、看護師）による講演、グループワーク形式による課題検討

※研修会参加薬局の認定取得状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修会参加薬局数（参加人数）	86薬局（86名）	62薬局（70名）	26薬局（35名）
認定取得薬局数	8薬局	6薬局	2薬局

令和6年度研修会結果概要

<参加者アンケート>

地域連携薬局を取得にあたって難しい点はありますか（回答者34名）



<グループワークにおける主な意見等>

認定取得にかかる懸案事項	解決策として提案された意見
どこまでの内容を提供してよいか判断が難しい。患者によっては伝えてほしくないこともあり、情報提供により関係性が悪くならないか懸念	患者自身の安全安心な薬物療法のための情報提供であることを丁寧に説明し、患者さんとの信頼関係を構築する。 徐放提供内容を患者とも共有し、患者の理解を得る。 など
地域ケア会議がどこで実施されているか、どういった内容の会議か理解できていない。	地域包括ケアセンター主催の会議もある。市町により開催状況が異なるため、地域支援体制加算を算定している近隣薬局に確認するなど地域で情報を統一する。 など
退院時カンファレンスに声をかけていただいても日時との関係で参加できないことがある。	オンラインで参加させてもらえないか確認する（現地参加よりも負担が少ない）。 など

地域連携薬局等の認知度向上取組

県民向けチラシの作成・配布

地域連携薬局 を活用してみませんか？

患者さんが安心して治療を受けられるよう
地域の医療・介護施設と連携しながら患者さんを支えます

プライバシーに配慮した相談窓口



座って相談できるスペースがあります。周りを気にせずゆっくり薬の相談ができます。

バリアフリーに配慮した構造



手すりやスロープなど高齢者・障害のある方も安心して利用できます。

★**地域連携薬局はこんなことができます**★

在宅訪問対応



通院できなくなった方の自宅や施設に薬を届け、薬の説明や管理の手伝いをします。

専門研修を受けた薬剤師が常駐



地域医療に精通した薬剤師が対応します。

休日・夜間の相談、調剤対応



開局時間外でも薬の飲み間違い、服用のタイミングなどの相談ができます。また、在宅患者の症状悪化時の調剤にも対応します。

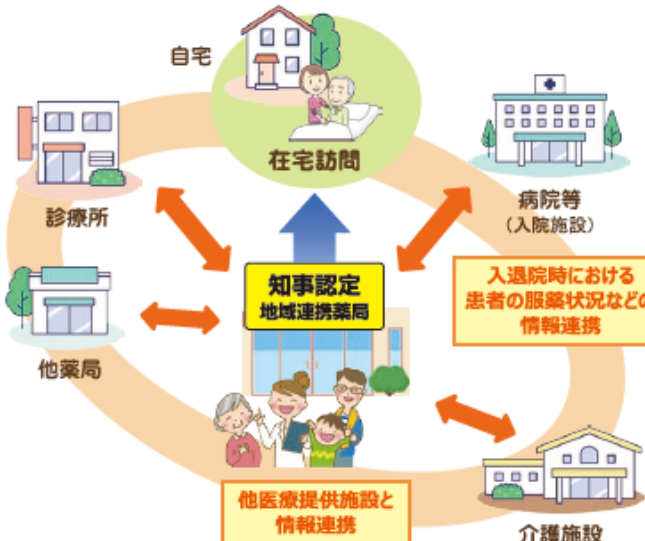
医療機関・介護施設との連携



薬の服用状況や症状を医療機関などと共有し、最適な薬物療法を提供します。

地域連携薬局とは？

外来受診時や医療機関への入退院時、自宅や介護施設で医療を受ける際の訪問対応など、地域の医療機関、介護施設、薬局などと協力して、患者を支えていく薬局です



地域連携薬局の探し方

<一瞥・地図から探す>
滋賀県のホームページから検索できます
「滋賀県ホームページ」→「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「薬事・感染症」
→「地域連携薬局・専門医療機関連携薬局 認定一覧」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/319999.html>

<いつも利用する薬局が認定を受けているか調べる>
医療ネット滋賀から検索できます
<https://www.shiga.lryo-navi.jp/qport/kenmintop/>

滋賀県健康医療福祉部薬務課
☎ 077-528-3634 ✉ yakumu@pref.shiga.lg.jp



地域連携薬局等の認知度向上取組

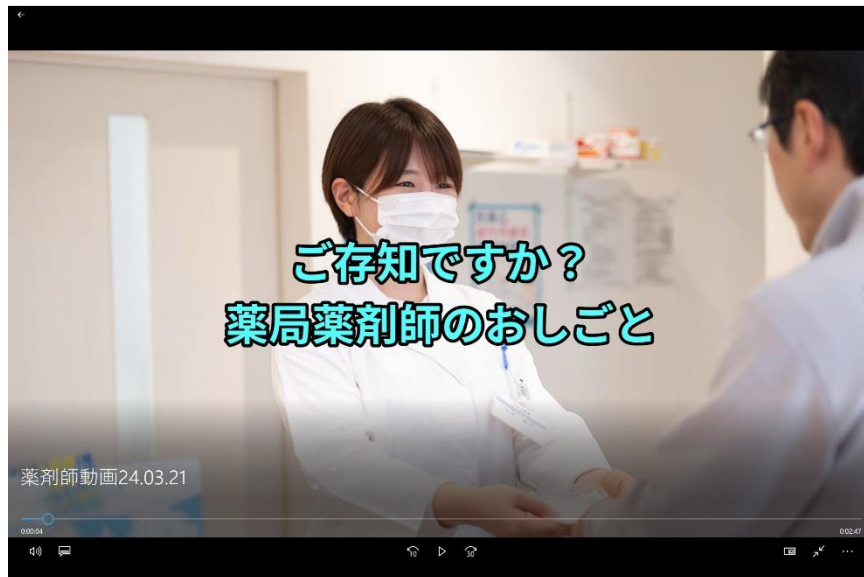
薬局薬剤師・地域連携薬局啓発動画の作成およびポスターの送付

○啓発ポスター

各病院、地域連携薬局、市町在宅医療主管課 等へ送付

○滋賀県公式You tubeチャンネル

<https://youtu.be/4sbanZK5j1Y>



地域連携薬局

を活用してみませんか？





地域連携薬局とは？

- 外来受診
- 病院への入退院
- 自宅や介護施設への訪問

などを受ける際、**地域の医療機関、介護福祉施設**などと協力して、患者さんを支えていく薬局のことです。



お近くの地域連携薬局はこちらから！

もしくは 

県内の地域連携薬局の一覧を滋賀県のホームページに掲載しています
「滋賀県ホームページ」⇒「県民の方」⇒「健康・医療・福祉」⇒「地域連携薬局、専門医療機関連携薬局 認定一覧」
<http://www.pref.shiga.lg.jp/japan/kenkou/irohokushi/yakuzi/319999.html>

滋賀県健康医療福祉部薬務課

 077-528-3634  yakumu@pref.shiga.lg.jp

令和7年度の取組予定

- 県薬務課、保健所において、認定取得のための個別相談の実施
- 地域連携薬局等認定取得のための研修会の継続
- 各種事業における認定制度の啓発

＜参考＞ 県政モニターアンケートより

健康サポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を知っていますか。

項目	令和4年度（回答数235名）		令和5年度（回答数254名）		令和6年度（回答数241名）	
	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）	人数（人）	割合（％）
健康サポート薬局	23	9.8％	30	11.8％	15	6.2％
地域連携薬局	36	15.3％	35	13.8％	26	10.8％
専門医療機関連携薬局	20	8.5％	23	9.1％	15	6.2％
どれも知らない	184	78.3％	195	76.8％	199	82.6％